

## 1 施設管理に関する基本方針

### ・施設の管理運営について

#### 1 地域におけるスポーツ普及・振興の拠点

私たちは、横浜市全体のスポーツ振興を担う公益法人として、スポーツセンターを単に施設の管理運営という視点だけではなく、地域におけるスポーツの普及・振興の拠点ととらえ、全ての区民にとって、スポーツに親しみ、喜びを体験できる施設となるように運営します。

また、地域住民や地域団体を施設の運営業務やスポーツ事業のスタッフとして積極的に活用し、神奈川区の「やります!」「変わります!」を合言葉に、区民とスポーツセンターの関係をより緊密にすることで、これまで以上に地域に根ざしたスポーツセンター運営を行ってまいります。

#### 2 様々なニーズに対応した事業

これまでの経験やノウハウと「スポーツプログラマー」などの資格を持つ人材を生かし、誰でも気軽にできるスポーツから、子どもの体力向上や高齢者の健康づくりなど専門的知識に基づいたスポーツまで、様々なニーズに応える事業を実施します。

#### 3 スポーツ教室の考え方

神奈川スポーツセンターでは、次にあげる区の特性を充分考慮し、各種スポーツ教室を実施します。

神奈川区の老年人口割合は、横浜市の平均より16.7%（H16.9）と若干高く市内第8位となっており、65歳以上の占める割合は確実に増加しています。また、平成17年3月に実施された区民意識調査の結果によると、区民の心配ごとの第1位は「自分の病気や老後」となっています。これらを考慮して、高齢者が安心して健康に暮らし続けることを目指して、各種健康づくり教室や転倒骨折予防、介護予防教室、生活習慣病予防教室などを開催します。併せて、区で推進している運動習慣の必要性についての講座・講習会を受講した区民の、運動の実践の場として各種教室事業を実施します。

また、「すくすくかめっ子・すくすく子育てかながわ区21事業」などの事業と連携を図り、子育て世代が親子で楽しく過ごせる「親子体操教室」や「親子リトミック教室」などを開催します。さらに、子育て層が気軽にスポーツ活動に参加できるように託児サービス事業を設けるなど子育て支援の充実を図る事業を実施します。

#### 4 施設の管理・運営の考え方

##### (1) 経験に裏づけられた改善システム

各種サービス及び管理運営内容の質をあげるため、事業の実施や接客対応、設備管理等、すべての面においてPDCAサイクル（計画→実践→評価→改善）を取り入れます。利用者アンケートや外部組織による評価等を踏まえ、今までに培った経験を生かした内容の点検と創意工夫により顧客満足度を高めます。

##### (2) 快適な施設づくり

誰もが気軽に気持ちよくスポーツに親しむことができる施設環境を創出するために、利用申

込等の簡素化を図るほか、各種自動販売機の設置やスポーツ用具の貸出、アメニティ空間の創造などを通じて、利用者本位のサービスを展開します。

(3) コストバランスのとれた安全で効率的な管理運営体制

これまでの管理運営の経験とノウハウを有する人材を有効活用し、適正な人員配置と本部機能を含めたバックアップ体制に加え、専門技術を要する各種業務については業務委託を行うことで、安全性・効率性を重視し、コストバランスのとれた管理運営体制を構築します。

(4) 自主事業収入における還元方策

自主事業における収益部分は、還元収入として施設運営収入に項目立てし、相対的に指定管理経費の縮減を図ります。また、協議により施設の修繕費として充当することも検討します。

(5) 屋上広場

屋上広場は、区と調整のうえ多目的に利用が可能となるよう検討します。特に、親子がスポーツを通じて触れ合えるように多世代で実施できるさわやかスポーツ用具の貸し出しをなど行い利用の活性化を図ります。

## ・スポーツ振興について

生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツに親しんでいる層はもとより、スポーツや健康には比較的関心の薄い層も興味を持つことができる、多様で魅力あるスポーツ事業を実施します。

そのために、平成 16 年度の「横浜市スポーツ振興審議会」で出された、推定実利用者数割合 1.79%を、平成 18 年度末には 2%に達成させることを管理運営での到達目標とします。利用者数では、延利用者数 233,900 人、実利用者数 4,600 人を目指します。

## 2 区政運営方針をとらえたスポーツ振興事業

区民の健康づくりにスポーツセンターとして貢献するために、「かなっく健康プラン 21」の趣旨を踏まえ各種事業に取り組んでまいります。

病気の早期発見・早期治療にとどまることなく、若い頃から病気の発生予防である「一次予防」に重点をおいた内容を多く取り入れるため、生活習慣改善教室や若い世代も参加しているエアロビクス教室などの教室内容に健康調査、体力測定や QOL 調査などを実施し、参加者の効果測定が図れる事業を実施します。

また、神奈川区は「水曜日は健康づくりの日」として健康体操や健康メニューの紹介などに取り組んでいることから、スポーツセンターにおいても、水曜日を健康づくりの日として設定し、幼児から高齢者・障害者までいつでも気軽に参加できる教室事業を実施します。併せて、運動の必要性・継続性を促すために、家庭で気軽に運動が行える体操のパンフレットの配布や神奈川スポーツセンターを拠点としたウォーキングマップを区民と協働して作成します。

## 3 関係団体との協力・連携

### (1) 地域団体との協力・連携

区体育指導委員連絡協議会、区青少年指導員協議会、区体育協会や加盟の種目団体などから、地域の特性やニーズ、各団体の要望等を積極的に取り入れ、それらを管理運営に反映するとともに、健康づくりやスポーツの振興を区民とともに推進します。

体育指導委員や青少年指導員が行う市民に対するスポーツ活動中の事故防止の啓発活動や地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に、専門知識を有する施設職員が協力していきます。

### (2) 各種専門団体と連携

バドミントンや卓球など各種目教室の実施にあたっては、横浜市の種目団体や区体育協会の加盟団体などの指導者を活用し、各種目の普及・振興の場としてスポーツ実施者の拡大を図ります。障がい児・者対象の事業の実施については、横浜ラポールや地域のボランティア団体と連携・協力等により事業の充実を検討していきます。

## 4 地域指導者の育成と活用

スポーツセンターで開催する教室のうち、高齢者や幼児、ジュニアの健康づくり教室を地域指導者の活躍の場・実践の場ととらえ、横浜市が実施する「市民健康・体力づくり指導者養成講座」修了生を教室指導者として積極的に活用していきます。これらの教室で、職員が修了生に対し教室指導を行うことで、実践を通して教室の計画方法や指導方法などの指導・助言を行い、地域で

活躍できる人材に育成していきます。

多くの優秀な地域指導者を輩出することで、スポーツ振興の課題となっている「指導者不足」の解消を図り、身近なところで運動・スポーツに取り組める環境を整えます。

#### 5 スポーツ情報の充実

区役所やスポーツ関連施設・団体、横浜市スポーツ情報センターと緊密に連携をとり、スポーツセンターであらゆるスポーツ情報を一元的に提供できる体制をとります。

そのうえで、総合型地域スポーツクラブの啓発や区民の自主的なスポーツ活動を促進するために、イベントや教室、指導者、施設等の情報を幅広く提供し、スポーツセンターのみではなく、様々な場におけるスポーツ活動への動機づけを行います。

## ・維持管理業務について

### 1 自助努力を重視した管理

日常の施設設備の安全点検や運転監視及び館内清掃等については、頻繁に清掃・見回りができる人員体制を整え、適切な管理マニュアルのもと、「体育施設管理士」の資格を有する職員を中心にを行います。また、事務局（本部）には、「保全コールセンター」を設け、電気・機械設備に精通した技術専門職員による、施設設備の劣化・老朽化に対する技術面でのバックアップ体制を強化します。

### 2 ファシリティ・マネジメント体制の構築

施設設備の修繕履歴等の各種情報をシステム化し、ファシリティ・マネジメント（建物の効率的総合管理＝「FM」）体制を築くことで、計画的な保全や迅速な修繕対応を行います。

光熱水費実績や設備機器点検日報など、日常・定期点検情報に基づき入力されたデータベースを、施設と事務局・他施設間で共有化し、データシステムを活用して年次保全計画と5年間の長期保全計画を作成します。この計画に基づいた予防保全を実施することにより、利用者の「安全性」「快適性」の確保とコストの縮減を高次元で両立させることができるほか、横浜市の営繕計画執行に対して的確に協力することができます。

また、データ管理において不具合が見られた場合は早急に善処し、「設備機器等の長寿命化への貢献」ひいては「建物のライフサイクルコスト（LCC）縮減」に繋がります。

LCC縮減を推進するために、契約内容の見直しやコストパフォーマンス向上のための新技法導入等について常に追求し、「少ない費用での大いなる効果」をもたらす管理を実現します。

### 3 安全で快適な施設づくり

#### (1) 安全・快適な施設管理

利用者満足度を高めるために、施設環境空間の安全性・快適性について、FM体制の中で相互に評価し、その推進に最大限配慮します。また、利用者・施設に万が一の事態が発生した場合に備え、危機管理マニュアルに則り、定期的に訓練することで、安全な施設管理を遂行します。

#### (2) 専門性を確保した管理

定期清掃や警備、機械設備の点検など、専門性を必要とする業務の遂行については、信頼のおける専門業者を競争入札等により公正に選定のうえ業務委託を行うことで、より安全・安心な施設管理を担保します。

委託にあたっては、施設職員はもとより、事務局職員も定期的に検収を行い、業務の改善を継続実施していきます。契約方法については、インターネットを活用した電子競争入札の導入、「清掃㎡×清掃単価」から「材質別㎡清掃単価×清掃時間」による委託料算出への変更などを現在検討しており、これらにより、今以上の効率・経済的な契約を実施していきます。

### 4 環境にやさしい施設環境づくり

#### (1) 省資源・省エネルギーの推進（トータルコストに優れた施設）

常に、中長期的視点に立った経営的施設管理を行い、施設の長寿命化を図るとともに設備の

効率的な運転を確立し、省資源・省エネルギーを推進します。また、契約電力の見直しや待機電力の節減・節電・節水の館内掲示、利用区分の増加による今以上の細かな照明管理等の実施により省エネルギーを進めるとともに、光熱水費の縮減を図ります。

(2) 環境マネジメントの実施

環境への配慮は、私たちの当然の責務です。そのため、グリーン購入や「ヨコハマはG30」への積極的な取り組み、「ISO14001」の認証取得を目指すなど、FMによるデータを生かして環境管理に組織的にあたり、環境に対する施設管理上の負荷低減のための環境マネジメントを実施します。

## 2 施設管理に関する基本目標値

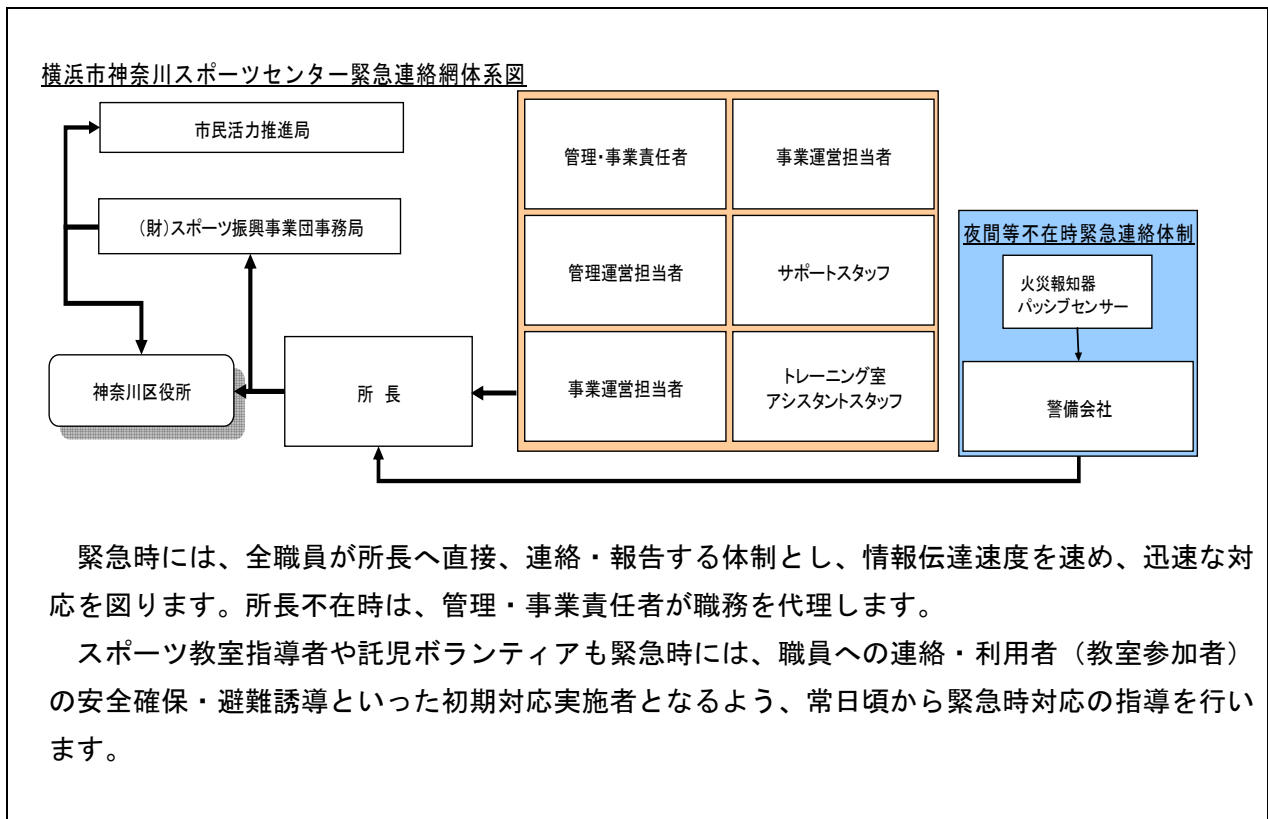
※基本方針を受けた具体的な目標値を設定してください。項目は任意で追加可。

・利用者数	233,900 人
・利用料金収入	16,198 千円（税抜き）
・スポーツ教室延べ参加者数	40,000 人
・実利用者数	4,600 人
・推定実利用者数割合	2 %

### 3 実施体制・職員配置計画

職務	人数	氏名	経歴・有する資格等
・ 所長（責任者）	1		
・ 管理・事業責任者	1		
・ 管理運営担当者	1		
・ 事業運営担当者	2		
・ サポートスタッフ	7人程度		
・ トレーニング室アシスタントスタッフ	6人程度		

#### 緊急時の連絡体制





#### 4 利用者支援実施計画

##### 1 施設のサービス向上

- 職員がトランシーバー（インカム）を携帯することで、館内の職員間で迅速かつ円滑な連絡により、利用者個々や時々最適に対応を行い、利用者サービスの向上を図ります。＝「ユニバーサルサービス」の実現
- 館内放送では、エントランスホールにやすらぎの音楽を流し、落ち着いた雰囲気を作り出すことでくつろぎの空間を演出します。また、体育室内には、区分終了案内や水分補給の注意、季節により熱中症予防を喚起する放送などを定期的に行います。
- 体育室の倉庫内では、様々な器具・機材が存在することから安全管理のためにも、職員が使用器具をフロアまで搬出します。利用団体の種目や利用方法によって、ネットの高さや設置場所が異なることから、フロアでの設置は利用者の方をお願いします。ただし、設置方法がわからない時や女性だけのグループで器具の移動が困難な時などは、職員が丁寧に対応します。
- 専用の大型ロッカーやシューズロッカー用のレンタルロッカーを設置することで、トレーニング室の利用者や大型の荷物を持参する利用者を中心に、手軽な施設利用を可能とします。
- 用具を忘れた方や持参した用具が破損した方へのサービスを充実させるため、シューズやラケット、ボール、シャトルなどスポーツ用品のレンタルや消耗品の販売を行います。
- スポーツ教室参加者対象に託児サービスを研修室で実施します。託児サービスの申し込みは教室の申し込み時にあわせて行い、乳幼児の人数確認を行います。

##### 2 窓口・情報コーナー

- 施設の利用料金や教室の参加料は、利用（参加）当日の支払いを可能とし、また、施設利用料の事前支払いを希望される場合は、当事業団が管理するスポーツセンターであればどこでも、受領します。
- 団体利用での利用予約は予約システムを利用することになっていますが、利用日の前日では市民の方々は空き状況が確認できず、また、予約作業も業務用端末のみになっています。原則予約システムを利用していただくものですが、この期間に限り、当事業団が管理する施設であればどの施設の予約でもお受けします。
- サークル同士の交流が図れるよう、情報コーナーでサークル同士の交流試合のマッチメイクを行います。
  - ①交流試合を希望する団体は、受付カウンターに施設利用予約が取れている日程等必要事項を明記した、「対戦相手募集票」を提出します。
  - ②スポーツセンターは、「対戦相手募集票」の掲示と対戦希望相手の申し込みを受け付けます。
  - ③交流試合当日は、両団体の代表者を職員が紹介します。

##### 3 トレーニング室での利用者支援

- 初めての方もトレーニング室を気軽に利用できるよう、初回利用者に対して健康調査の問診及びトレーニング機器の説明を行います。また、年齢とトレーニングの目的から運動強度が算出できる基礎的なトレーニングメニューを提供します。
- ウェイトトレーニングや腰痛・肩こり予防などをテーマに、安全で効果的なトレーニングや健康づくりに役立つ実技講習会を、1回1時間程度調整の上、開催します。

- 形態測定と簡易な体力測定（握力・棒反応・閉眼片足立ち・体前屈・全身持久力）を個人別（予約制）に開催し、測定結果を元に個人個人の健康・体力・目的に応じた最適なプログラムを作成します。作成したプログラムは評価と補正を行い、定期的に見直しを行っていきます。今後は、事業団独自の管理ソフトに導入を目指し、個人別トレーニングメニューの作成とトレーニングレコードの管理を行います。
- これから運動を始めようとする人やスポーツ愛好者など、全ての人の運動・スポーツ・健康に関する課題について、専門知識の豊富な職員が、相談者の日時に合わせた事前予約制による『健康体力相談』を実施します。相談の内容により、スポーツ医科学センターと連携しスポーツ医科学的な解決も図ります。
- 医師から出された生活習慣病改善の運動処方箋を元に、職員が利用者個人にあった運動プログラムを作成します。特に、近年の生活習慣病予備群への運動指導を中心に生活習慣の改善に向け、一次予防に重点をおいた個別支援プログラムを作成します。

#### 4 モニタリング（指定管理者）実施計画

<p>頻度：随時実施</p> <p>方法：施設利用者へ紙面による意見用紙</p> <p>モニタリング項目：意見欄、利用者サービス、施設・設備の利便性及び快適性（満足度）、改善点等</p>
<p>頻度：スポーツ教室開催中の各期1回実施 イベントについては、随時開催中に各1回実施</p> <p>方法：教室参加者へ紙面によるアンケート</p> <p>モニタリング項目：スポーツ教室の時間・回数・金額・種目・指導内容等</p>
<p>頻度：団体・個人利用者に、四半期に各2回程度実施</p> <p>方法：団体・個人利用者に紙面によるアンケート</p> <p>モニタリング項目：開館時間、接客・利用者サービス、施設・設備の利便性及び快適性、情報提供等</p>
<p>頻度：体育指導委員連絡協議会や区体育協会へ前期、後期にわけ年2回実施</p> <p>方法：面接法又は質問紙法のアンケート</p> <p>モニタリング項目：事業計画に対しての運営状況及び業務状況への評価及び意見</p>
<p>頻度：随時実施</p> <p>方法：外部による相対的評価としてインターネットを利用したアンケート</p> <p>モニタリング項目：総合的な項目、利用状況、施設・設備の利便性及び快適性（満足度）、改善点等</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各モニタリングの結果を踏まえ、施設職員と事務局所管部署による評価を行い、四半期に一度「事業評価会」を開催します。これらの評価結果をもとに、次の四半期の事業目標を設定し業務水準を高めます。</li> <li>■ 団体・個人利用に対するアンケートについては、四半期に各2回程度のアンケートを実施します。アンケートについては、施設毎の各期の事業目標に対して具体的に項目を絞り、目標に対しての評価とその結果に対しての総合的評価を項目に加えて実施します。</li> </ul>

## 5 広報・利用促進実施計画

### 1 広報プラン

#### (1) 広報よこはま神奈川区版の活用

- 「広報よこはま」は、区民の情報入手方法として圧倒的なものであることから、スポーツ教室やイベントの開催は必ず掲載できるよう、神奈川区区政推進課広報相談係と協議・調整を図ります。
- 過去の実績をみると、冬期（12月から2月）利用者数の減少が見られることから、この時期の「広報よこはま神奈川区版」に、健康づくりに関する記事の掲載や有料の広告欄を活用し、利用促進を図ります。記事作成は、スポーツセンター職員が行うことで、より専門的でわかりやすい記事を掲載していきます。

#### (2) インターネットの活用

- ホームページによる施設PRはすでに一般化し、重要な広報媒体です。施設料金、開館時間、各種教室プログラム・イベント・休館日の案内をインターネットで配信するとともに、携帯電話端末への配信も行い手軽に情報を得ることができるようになります。
- 土・日・祝日など利用者が多い時間帯での「トレーニング室混雑情報」や大会開催時の「駐車場情報」等、速報性の高い情報を提供することで利用者の利便性を高めます。

#### (3) 新聞折込などの各戸配布物の活用

- 新聞折込は「広報よこはま」と並んで地域情報の入手方法として高い傾向にあることから、スポーツ教室の開催要項やスポーツセンターの施設案内が掲載されているチラシを新聞折込により配布していきます。配布は年間4回（4・6・10・1月）を予定し、三ツ沢上町、南町、東町、中町などの半径1km及び2kmの地域を重点に行います。また、国道1号沿線や市営地下鉄三ツ沢下町から片倉町周辺のスポーツセンターを比較的に利用しやすい地域の方々へのPRを積極的に図ります（約47,500世帯を予定）。
- 配布するチラシには、切り取り式のトレーニング室無料利用券を付け、一度スポーツセンターに足を運んでいただき、スポーツセンターの良さをアピールします。トレーニング室無料券の配布は横浜市との協議の上実施していきます。
- 「タウンニュース」や「産経リマーニ」などのタウン誌は、主婦層の情報源となっています。これらのタウン誌に健康関連記事の原稿提供や広告出稿をスポーツ教室の募集時期にあわせて年4回行い、スポーツセンターの利用者として少ない層である若年主婦層の獲得を目指します。

#### (4) ケーブルテレビの活用

既に取材協力や情報提供等の関係にあるケーブルテレビ局に、スポーツセンター主催イベントの開催時や区民大会開催時に取材依頼し、ケーブルテレビで取り上げられることで施設に関する情報発信とともに地域密着度をアピールします。

### 2 利用促進プラン

- 交代勤務であることから職員が多く勤務している時間帯を活用して、地域に出向き運動指導や健康相談・講座等を行い施設職員の能力を発揮することで、施設のPRを行います。これらは、区役所からの依頼や区老人クラブ連合、各地域の民生委員、地域活動サークルなどあらゆる

る団体のオーダーに対応します。

- 高齢者向けのスポーツ教室を積極的に開催し、教室の内容も「転倒予防」「腰痛予防」といった、健康に関係するものを多く開催し、介護予防の施策に対応した内容としていきます。
- 個人利用の運用を卓球・バドミントンの他、バスケットボールやミニサッカーの利用として供用する枠も設定し、誰もが気軽に利用できる形態をとり、利用促進を図ります。
- トレーニング室の器具については幅広い年齢層が利用できるようにします。(女性に人気のある最新機器や高齢者にも使い易い機種にリニューアル)
- 神奈川区で作成したビューポイント 36 景を活用した、神奈川区の魅力・景観を再認識できるようなイベントの開催も検討し、その発着点をスポーツセンターに設定することにより、スポーツセンターに普段足を運ばない方々への認知度を上げます。
- エアロビクス教室・社交ダンスタイム・中高年はじめて体操教室&スポーツタイムといった、参加者のその日の体調や都合に合わせて参加できる随時参加可能な教室事業を増やし、気軽に施設を利用できる設定とします。

6 スポーツ教室実施計画

平成18年度教室事業計画

◇神奈川スポーツセンター

期	教室名	種別	対 象	曜日	区分	会場	回数	定員	参加料	指導者数(人)	託児
4	バドミントン	定期	16歳以上	木	A	第1	40	33人	8,000円	協(3)	
4	太極拳	定期	16歳以上	火	C	第1	40	100人	4,000円	太(4)	
4	卓球	定期	16歳以上	火	A	第1	40	42人	6,000円	協(3)	
4	ヨーガ	定期	16歳以上	月	A	第3	28	50人	4,000円	般A(1)	
4	パワーヨーガ	定期	16歳以上	月	B	第3	28	50人	4,000円	般A(1)	
3	幼児わんぱくランド	定期	5・6歳就園児	水	D	第2	30	50人	2,000円	般A(1)般B(1)健C(1)	
3	親子わくわくランド	定期	3・4歳児と保護者	金	A	第2	30	50組	3,500円	般A(1)般B(1)	*
3	2歳児親子体操	定期	2歳児と保護者	金	B	第2	30	40組	3,500円	健A(1)般B(1)	
3	親子リトミック	定期	3・4歳児と保護者	火	B	第2	30	40組	3,500円	般A(1)般B(1)	*
3	ジュニアスポーツ	定期	小1～3年生	金	D	第2	30	50人	2,000円	般A(1)般B(1)	
3	ジュニアHIPHOP	定期	小・中学生	水	E	第2	30	50人	3,500円	他(1)	
4	社交ダンス(基礎編)	定期	16歳以上	金	F	第3	40	50人	4,500円	般A(2)	
4	社交ダンス(応用編)	定期	16歳以上	金	E	第3	40	50人	4,500円	般A(2)	
4	にこにこらくらく健康	定期	55歳以上	金	C	第1	40	90人	2,500円	般A(1)般B(1)健B(1)	
4	中高年体力アップ	定期	40歳以上	水	B	第2	40	40人	3,000円	般A(1)般B(1)	
4	生活習慣病予防	定期	40歳以上	水	C	研修	40	20人	3,000円	施(1)健B(1)	
4	転倒予防予防	定期	65歳以上	火	D	研修	40	20人	2,500円	施(1)般C(1)	
4	介護予防	定期	65歳以上	水	A	研修	40	20人	2,500円	施(1)	
	中高年はじめて体操&スポーツタイム	特別	50歳以上	月	C	第2	33	40人	250円	健A(1)般B(1)	
	ジュニアスポーツタイム	特別	小学4～6年生	月	D	第2	33	30人	200円	健A(1)般B(1)	
	ボクササイズタイム	特別	16歳以上	月	F	第2	33	40人	400円	工(1)	
	社交ダンスタイム	特別	16歳以上	月	F	第3	33	50人	450円	般A(2)	
	ステップアップエアロビクス	特別	16歳以上	火	A	第3	50	40人	400円	般A(1)	
	ステップエアロビクスタイム	特別	16歳以上	火	B	第3	50	40人	400円	般A(1)	
	フィットネスタイム	特別	16歳以上	水	A	第1	46	50人	400円	般A(1)般B(1)	
	フィットネスヨーガタイム	特別	16歳以上	水	F	第3	46	50人	400円	般A(1)	
	エアロビクスタイム	特別	16歳以上	木	A	第3	47	50人	400円	工(1)	
	シェイプアップエアロビクスタイム	特別	16歳以上	金	A	第3	47	40人	400円	工(1)	
	バスケットボールタイム	特別	16歳以上	金	F	第1	47	70人	400円	般A(1)般C(1)	
	サタデーボクサタイム	特別	小学生以上	土	A	第3	49	40人	400円	般A(1)	
3	マリノスふれあいサッカー	イベント等	小学生	火	D	第1	3	40人	3,000円	般A(2)	

※指導者数

協：種目協会等 太：太極拳協会 健：NPO健指連 般：地域指導者 工：I70指導者

他：その他 施：施設職員

※託児は第2期からを予定しています。

7 建物等の保守管理・補修実施計画

1 ファシリティマネジメント（FM）体制での保守管理

■ 日常点検は、チェックシートに基づいて職員自らが効率よく実施します。設備機器については、設備起動時等に正常作動を確認し、建物については、安全及び美観の維持を目的として毎日2回ずつ目視等で行います。点検後に、設備及び建物の状態を点検表に記録（機器運転記録も含む）するとともに、「施設・設備保全データベース」に必要項目を登録し、管理・事業責任者へ報告します。そのうえで、施設職員が出勤した際に必ずデータベース登録内容を確認し、全員で建物・設備の状況データを共有することで、緊急時対応を万全にします。また、電力・用水・都市ガスの需給状況についても、データベースに定時登録し、省エネ、省資源に活用します。

平成18年度日常・定期保守点検計画

■ 定期点検は、毎年建物・設備の性能評価をするために、法定及び自主点検を信頼ある専門業者へ業務委託します。高圧受変電設備や消防設備、昇降機などの法定点検を要する設備については、法令等を遵守した業務仕様書に基づいて実施し、不具合箇所は早急に修繕を実施します。また、右図のような自主的

業務名称	点検対象	点検内容(代表的なもの)	実施者	周期
日常点検・保守	建築・機械設備等	目視、聴音、接触等の簡易な方法による点検及び異常の措置、報告を行います。	職員	2回/日
設備巡視	電灯・動力設備	照明・分電盤等の目視及び異音・損傷等の点検	委託業者	1回/月
	温熱源機器	各種計測器及び燃烧状態等の起動前・運転中の点検		
	冷熱源機器	冷温水入り口及び出口温度・圧力等の点検		
	空気調和機等	ファンコイルユニットや送風機からの異音・振動等の点検		
	給排水衛生機器	ポンプ・水槽等の異音・振動及び外見・作動状況の点検		
	昇降機	ドア開閉時における異音・振動等の点検		
	中央監視装置	監視制御装置等の腐食・異音等の点検		
	建築・外構等	陸屋根・ルーフトレン等の腐食・亀裂等の点検		
	その他	衛生機具類の目視点検		
消防設備		①消化設備②避難器具③火災報知設備④非常警報設備⑤避難器具⑥誘導灯⑦防排煙設備⑧誘導灯等について各種法令に基づき点検を実施	委託業者	2回/年
自家用電気工作物		①受電設備②配電設備③非常用発電設備④蓄電池設備等について各種法令に基づき、外観・絶縁抵抗・始動点検等を実施	委託業者	6回/年
エレベーター		①機械室②かご③乗場④ピット等における、荷重試験、安全装置、耐震対策等について各種法令に基づき点検を実施	委託業者	1回/月
温水ヒーター		①本体②バーナー関係③真空関係④安全装置等の点検・調整・清掃及び動作確認等を実施	委託業者	2回/年
冷温水発生機		①本体外観②本体内部③水系関係④電気関係⑤燃焼関係の異音・振動・真空・水漏れ等点検	委託業者	3回/年
自動ドア		①エンジン装置②動力部装置③制御部装置④スイッチ類について、開閉速度、電気回路、センサー等の点検調整を実施	委託業者	3回/年

定期に実施し、積極的に予防保全に努めることにより、法定点検と併せて安全な施設を維持します。加えて、設備機器の消耗品の更新は、常に正常に運転を維持するために、運転時間を基本的目安として定期点検時に行います。

■ 委託実施時には、施設職員が委託先の責任者及び作業担当者に対して業務仕様書により指導・監督を行います。特に利用者の快適性に直接影響する「巡視設備点検」と「定期清掃」を行う総合管理業務委託については、事務局担当者が毎月定期的に業務内容の検収を行うとともに、事務局担当者・施設職員・委託業者の三者で随時打合せの場を設け、継続的な業務水準の維持向上を図っていきます。

■ 日常点検と同様、定期点検結果や修繕履歴、業務委託作業評価等を「データベース」に登録し、建物・設備の経年との関係と併せて総合的に評価して、委託業務仕様書の見直し作業や補

修計画に反映させていきます。

## 2 責任の所在を明確にした修繕実施体制

修繕実施に際しては、FMの機能を最大限発揮し、責任ある修繕体制を支える3つの行動をします。

- ①統括責任者…FMで蓄積された施設・設備保全データベースを活用し、最少経費で最大効果を実現することを念頭に、事務局施設管理担当の助言のもとで年次修繕計画を作成します。計画策定に際しては、年間施設利用予定を考慮し、体育館のランプ交換や壁面清掃等の高所作業を一括して実施するなど、効率的なスケジュールを具現化します。設備機器等に不具合が発生した時は速やかに復旧に向けて対応するとともに、事務局施設管理担当及び市・区に対して報告します。
- ②管理・事業責任者…修繕を行うにあたって、「修繕対応マニュアル」や「FMの契約事務情報」等のサポート機能を活用し、施工業者の選定から見積書及び施工チェック・施工後検査・記録整理等の施工管理サイクルについて責任を持って行います。
- ③事務局施設管理担当…保全コールセンターを設け、保安全管理の日常的相談、施設設備の劣化・老朽化対策、設備故障時の緊急対応などの技術的支援を行います。また、1年に1回、目視・打診棒等による外壁・建具・タイル等の状態を診断し、統括責任者の年次修繕計画策定を支援するとともに、横浜市の長期保全更新計画作成のための基礎データを収集します。加えて、「各施設の修繕事例」や「新しい施設管理技術の手法等」など、施設管理において最適なテーマを設定した定期的な研修会を開催し、施設職員の管理能力・修繕対応能力を高めます。

## 3 横浜市の長期保全更新計画策定への協力

私たちは、神奈川スポーツセンターを単に指定管理期間だけの管理として捉えることなく、長期に渡って管理運営を行っていくという姿勢を前提として、各種設備の維持管理を行っていくことが大切であると考えています。

この姿勢のもと、FMにより蓄積されたデータベースを大いに活用して、横浜市の施設・設備機器に関する長期保全更新計画の作成に積極的に協力します。また、築11年が経過した神奈川スポーツセンターでは、給湯設備や冷却塔、中央監視制御等の主要設備が更新時期を迎えますので、定期点検等を通して予防保全に努めるとともに、施設の長寿命化・ライフサイクルコスト(LCC)低減

に貢献して  
いきます。

### 平成18年度修繕実施計画

実施事項		実施予定時期
項目	内容	
機械室換気	吸排気の比率が整っていないため、予算の範囲内でこれを修繕する。	3月
給水用配管	防熱シールド等の劣化により、保温効果が悪化、最悪破裂する可能性があるため、これを修繕する。	5月
トレーニング機器	長年使用されているトレーニング機器について、消耗パーツの交換や作動確認・修繕を行う。	3月
その他小破修繕	随時発生する故障等に対して対応する。	随時

※ 実施項目はあくまでも予定であるため、変更若しくは別件での修繕執行の可能性あり。

※ 緊急性が生じた場合は、予定時期に関わらず早急に対処することがある。



8 清掃・外構植栽管理実施計画

1 清掃計画

(1) 日常清掃

日常・定期清掃内容

管理・事業責任者及びサポートスタッフを中心に、1日6回程度の日常清掃を実施します。実施にあたっては、チェックシートを用いて効率的かつ確実にを行います。特にシャワー室やトイレ等の水回り清掃については一層強化し、壁面や便器の洗浄・殺菌・消毒や、床面排水口トラップの水面、臭気、マットや扇風機・ロッカー内の汚れ等を確認し、補充やクリーニングを行うことで、良好な衛生環境を保持します。

業務名称	対象	清掃内容	実施者	周期
日常清掃	ホール	毎朝の除塵清掃及び定期的なごみ拾い等	職員	6回/日程度
	更衣・シャワー室	定期的な除塵、ごみ拾い及び水回りの殺菌・消毒清掃		
	トイレ	定期的な除塵、ごみ拾い、衛生陶器清掃及び衛生消耗品の補充		
	事務室	毎朝の除塵清掃及び定期的なごみ拾い等		
	体育室	毎朝の除塵清掃及び定期的なごみ拾い等		
	トレーニング室	毎朝の除塵清掃及び定期的な器具清掃等		
	建物外部	毎朝のごみ拾い、落ち葉清掃及び定期的な吸い殻清掃		
定期清掃	床(通常)	ほうき等で除塵し、洗剤を用いてポリッシャーを掛け、乾いてからワックスを塗布する。	委託業者	12回/年
	床(はく離)	ワックス清掃を行っている部分について、ワックスをはく離し、保護剤を塗布してワックスを塗装する。		1回/年
	体育室フローリング	ヒールマーク等の汚れを専用溶剤を使用して拭き取る。		2回/年
	ガラス・鏡	洗剤にて汚れを落とし、水切りをして拭き取る。		4回/年
	水質検査(簡易)	法定に定められた10項目についての検査を実施する。		1回/年
	水質検査(全項目)	法定に定められた26項目についての検査を実施する。		1回/年
	換気扇・ガラリ清掃	付着した埃等を除去し適正な換気能力を維持する。		1回/年
	シャワー室壁面	洗剤にて汚れを落とし、水切りをして拭き取る。		12回/年
	空調フィルター	水洗いもしくは掃除機等にて埃をおとす。		12回/年
	害虫駆除	水回りを中心に害虫を駆除する。		2回/年
	貯水槽	関係法令に基づく、水槽内清掃。		1回/年
	噴水池清掃	水質保全とゴミや藻などを除去する。		1回/年
	クーリングタワー清掃	汚れや異物の混入の除去、薬剤投入、機器洗浄を行う。		1式/年
受変電設備	受電室・キュービクル内の除塵及び拭き清掃。	1回/年		

体育室フローリングは、利用者による日常清掃を基本とし、利用終了後にフローリングの目に沿ってのドライモップ掛け、及びモップ掛け後の掃除機でのモップ清掃を依頼し、ほこりや汚れの除去を徹底します。

また、予防清掃として、施設の出入口や各体育室入口には砂落としマット、また雨天時には雨天マットを敷き、ほこりや雨水等による滑りによる体育館内の事故を未然に防ぐとともに、フローリングの保護を図ります。

(2) 定期清掃

日常では対応できない清掃は、定期清掃として総合管理業者へ委託し、職員による日常清掃と併せて、快適な施設環境空間を提供します。委託にあたっては、施設職員はもとより、事務局職員も定期的に検収を行い、業者との話し合いにより、業務の改善を継続実施していきます。

特に、体育室フローリングについては、利用者にとって常に最適な状態に保つとともに、フローリングのLCC低減を図るために、ワックス類を一切使用しない清掃を徹底します。このため、フローリングについた汗や靴跡等の汚れのみを専用クリーナーを用いて手作業にて除去する清掃作業を年2回委託します。

(3) 効率的かつ適切な清掃の実施

清掃委託料算出方法の見直しや、体育室等で足場を組む高所の工事を行う場合において通常では難しい高所清掃も併せて別途委託するなど、作業の集約等による効率化とコスト縮減を図ります。なお、高所清掃作業の実施に際しては、労働安全衛生法施行規則等の関連法規を遵守

し、安全で確実な作業の実施を第一に考えます。また、作業の結果、廃棄物が発生した場合は、廃棄物処理法等に則した適正な処理を徹底します。

## 2 外構植栽管理計画

### 植栽管理委託内容

建物の日常点検時 において、特に利用者 の歩行通路付近の安 全性を維持するため に、マンホールや点字 ブロックの浮きやは がれ、スロープ、手す り等の破損の有無な どの外構のチェッ クを行います。また、斜 面に立地している施	6月	7月	8月	11月	2月	作業内容	回数
	人力除草		○	○	○		人力により抜き取り除草を行う。
人力草刈		○	○	○		人力にて雑草の根を残して地上部のみ除草する。	3回
中低木剪定		○				育成条件を良くし、美観を保つように選定する。	1回
中低木刈込		○				病害虫などに対する抵抗力を高め、美観を保つように選定する。	1回
中低木薬剤散布	○	○	○			害虫が発生する前に防除する。	3回
中低木施肥					○	乾燥汚泥肥料を使用し、施肥穴を掘り埋める。	1回
高木剪定			○		○	育成条件を良くし、美観を保つように選定する。	常緑・落葉 樹各1回
高木薬剤散布		○	○			害虫が発生する前に防除する。	
高木施肥					○	乾燥汚泥肥料を使用し、施肥穴を掘り埋める。	1回

設であることから、土砂の流出や湧水に注意し、不具合が確認された場合は早急に補修します。加えて、雨水溝に泥土やゴミが詰まりやすいため、定期的に除去し、良好な機能と衛生環境を保持します。

一方、植栽の管理については、日常的な植栽点検や建物周囲の落ち葉清掃は職員が行い、病害虫の発生等を防止します。特に神奈川スポーツセンターでは、一部の樹木の茂みが近隣住宅地や道路（階段等）に隣接しているため、枝の飛び出しや落下、落ち葉の堆積がないように注意します。

剪定作業等は、信頼ある専門業者へ公正な契約手続きを通して業務委託します。実施に際しては、周辺環境との調和を大切にすることを第一に考えるほか、植栽の種類により1年ごとの剪定等を必要としないものもあるため、毎年その内容の必要性を検討し、見直しを図ります。作業する際は、作業看板や防護ネット等で利用者や駐車車両等へ最大限の注意を払うことはもとより、近隣の住宅やマンション等へ作業日程を知らせるなど、地域への配慮を徹底します。また、作業の進捗や完了状態、及び発生ごみの産業廃棄物としての適正な処理について、作業完了報告書やごみ排出証明書等で確実に確認します。

## 3 事業団全体で対応する管理体制

施設職員の清掃や外構植栽等に関する知識の向上を図るために、事務局の施設管理担当による作業安全管理や高所作業等の各施設の作業実施例紹介、作業後の検収方法をテーマにした研修会を開催し、適切かつ確実な業務遂行に繋げていきます。また、業務委託に関しては、事業団全体でのスケールメリットを考え、事業団管理施設を複数まとめた契約を考慮するなど、コスト縮減と業務効率性を追求していきます。

## 9 保安・警備実施計画

### 1 地域との連携による安全対策

「スポーツセンターは地域の施設」というコンセプトを大切にし、各スタッフの地元からの採用や、地域の多くの方が気軽に立ち寄ることができる施設運営を実践することで、地域の方の目をもって犯罪の未然防止に繋がります。加えて、職員による来館者への積極的な声かけなどにより、不審者の侵入を防ぎます。また、地域から深夜における防犯のための外灯点灯の要請があった場合は、これに柔軟に対応するなど、地域そのものから犯罪発生の原因を除去し、町ぐるみによる防犯体制の形成に寄与します。

### 2 日常の安全管理体制

■ 日常の施設内巡回点検は、管理・事業責任者や管理運営担当者、サポートスタッフを主体として、1～2時間ごとに行います。点検結果は、異常がなくとも業務日誌に記録し、内容を全職員が定期的に確認することで、緊急対応を万全にします。巡回時にロッカーの破損や遺失物、けが人などを発見した際は、直ちにインカムを使って事務室へ連絡し、原則として統括責任者の指示に基づいて応急手当や物品の保護などを適切に行います。

■ 非常事態に備えて、「危機管理マニュアル」や「消防計画」に基づく年2回以上の定期訓練や毎月1回以上の自主点検等を実施するとともに、毎月の職員会議にて、必ず安全管理に関する職員間の共通理解を図ります。■万が一テロや不審者侵入等の犯罪行為若しくは火災等の重大事態が生じた場合は、まず第一に利用者の安全を確保し、続いて警察・消防署等へ緊急連絡及び事務局や神奈川区役所等への状況報告を遅滞なく行います。これらの緊急連絡を円滑に進めるために、連絡先一覧表を事務所内に掲示し、日頃から認識できるようにしておきます。なお、利用者の安全確保を確実にできるように、サポート・トレーニング室スタッフを含む全職員が、通報・避難誘導・救護等のすべてに対応できる体制を整え、これを確実なものとするために、反復して訓練を行います。さらに、教室開催中には外部の教室指導者も避難誘導等の対応が行えるように徹底します。

■ 施設内のみならず、利用者の施設外での安全確保と事故未然防止についても強化します。

①16歳未満の方については、19時以降は保護者等の同伴若しくは送迎がない場合の利用をお断りします。

②小学生対象の教室は、小学校の終業時間を踏まえ、ゆとりをもって参加できるように時間帯を設定します。

③教室に際して加入する保険は、参加者の行き帰りの途上における事故にも対応させます。

■ 樹木や清掃等の業務委託や修繕工事に際しては、業者から業務計画書を提出させ、安全第一に実施されることに加え、利用者や歩行者の安全確保を最優先し、人的災害が一切発生しないように徹底します。

### 3 夜間等の警備体制

閉館後及び休館日の警備は、専門性と効率化の観点から業者へ委託し、機械及び巡回警備を実施することにより、安全な施設運営を担保します。機械警備時に火災報知器等から発報があった場合には、警備会社の管制本部を通して警備員が緊急出動し、原則30分以内に発報の停止、及び原因の確認・除去などの一次対応をとるとともに、速やかに統括責任者や消防署等関係機関へ

連絡をするように業者へ徹底します。連絡を受けた統括責任者は、必要に応じて施設直近職員を施設に急行させ、原状回復などの対応にあたらせます。

#### 4 自然災害等における対応

##### ■ 大規模地震等による

##### 警備委託内容

自然災害により、施設に重大な被害が生じた場合などは、事務局に災害対策(警戒)本部を設け、情報収集するとともに、施設の災害応急対策の実施に対する支援等を行います。また、災害応急対策活動を行うため、状況に応じた配備体制をとり、災害時対応を万全にします。施設閉館時は、事業団職員で施設直

警備方法		委託内容
機械 警備	設置 機器	不法侵入に対する警戒及び盗難並びに火災の予防のために必要な、赤外線感知機、超音波感知機、熱線感知器、震動感知機、扉・窓用マグネットスイッチ等、警報機器の端末感知器を設置する。
	異常時 対応	スポーツセンターにおいて異常事態が発生したことを感知した時は、原則30分以内に緊急要員をセンターに急行させ、事態の確認を行い必要かつ適切な措置をとるものとする。また、乙は甲の指定する者へ異常事態の発生を連絡するとともに、後日すみやかに事故についての報告書を提出する。
巡回警備		警備担当員によるセンター巡回警備の内容は、次のとおりとする。 (1)盗難の予防・発見及び関係機関への連絡 (2)センター敷地内でのはいかい者・不審者・潜伏者等の発見・処置 (3)鍵のある窓・扉・シャッター等の施錠の点検・確認及び処置 (4)金庫・書庫及び機密室の施錠の点検・確認及び処置 (5)便所その他、人の潜伏可能な場所の点検・確認及び処置 (6)火災の早期発見・初期消化・拡大防止及び関係機関への連絡 (7)ガス栓及びガス器具の点検・確認及び処置 (8)水道の蛇口及び漏水の点検・確認及び処置 (9)不必要な電灯の消灯 (10)煙草等による火災の危険防止 (11)非常事態発生時の処置

近者が施設に急行し、施設内外の状況把握と、被災者や災害対策関係者の受け入れに対応します。

■ 台風の接近が予想される場合、利用者の来・退館時の安全確保を考え、早急に教室等の開催可否を事務局との協議により決定し、区や教育委員会等へ報告します。また、斜面立地という条件により、降雨による土砂流出の恐れがあるため、災害の未然防止に努めるほか、荒天時の雨量や外構の状況に細心の注意を払います。

#### 5 施設職員の保安・警備対応能力の向上

施設職員の保安・警備に関する知識の向上を図るために、応急手当の手順や避難誘導の適切な方法等をテーマにした事務局による研修会を定期に開催し、適切かつ確実な業務遂行に繋がっていきます。

10 自主事業実施計画

1 利便性向上につながる事業

(1) レンタル用具

卓球やバドミントンのラケット、バレーボールやバスケットボールのボール、シューズ等を忘れた方などに有料で貸し出します。

(2) スポーツ用具の物品販売

バドミントンのシャトルや卓球のボール、ダンスのヒールカバーといった消耗品の販売をします。併せて、横浜市が推進している「さわやかスポーツ」の用具も販売します。

(3) 貸しロッカー

スポーツセンターの利便性を高めるため、用具の長期保管ができる大型ロッカーとトレーニング室利用者を想定したシューズロッカーを貸しロッカーとして設置します。

2 その他の事業

(1) 自動販売機

利用者の利便性の向上を図るため、自動販売機による清涼飲料水等の販売を行います。販売価格は、100円～250円を予定します。また、飲料の自動販売機の設置に関しては、設置するベンダーとの契約により、災害時の緊急対応としての飲料水確保のために、所長判断による自動販売機内の飲料等の被災者への無料提供ができるようにします（「ライフラインベンダー」機種の設置）。

(2) 各種安全講習会の開催

地域指導者を対象に、「救急法講習会（CPR・AED講習会も含む）」など、身近で起こりえる可能性がある事柄に関する講習会を、（財）横浜市防災指導協会等と連携し開催します。応急手当、CPRの普及を図り、また、身近な施設にAEDが設置されていることを区民に周知し、活用することができるなどAEDの啓発を行い、健康とともに日常の安全を自分の手で確保する取り組みを広めます。

(3) イベント

潜在的スポーツ需要者への積極的なアプローチの方法として、各種体力測定やストレッチ

貸出物品・物品販売・貸しロッカー各事業の種類・料金一覧表

貸出物品名称・規格		貸出価格 (円/回)
卓球ラケット	シェイクハンド	50 / 本
	ペンホルダー	50 / 本
バドミントンラケット		100 / 本
バレーボール	4号	50 / 個
	5号	50 / 個
バスケットボール	5号	50 / 個
	6号	50 / 個
	7号	50 / 個
フットサルボール		50 / 個
体育館用シューズ	22.0cm	100 / 足
	22.5cm	100 / 足
	23.0cm	100 / 足
	23.5cm	100 / 足
	24.0cm	100 / 足
	24.5cm	100 / 足
	25.0cm	100 / 足
	25.5cm	100 / 足
	26.0cm	100 / 足
	26.5cm	100 / 足
27.0cm	100 / 足	
27.5cm	100 / 足	
28.0cm	100 / 足	
29.0cm	100 / 足	
ラジカセ	MD/CD/TAPE使用可能	200 / 台
コピー機使用		10 / 枚
販売物品名称・規格		販売価格 (円)
バドミントン	バドミントンシャトル(練習用)	250 / 個
	バドミントンシャトル(試合用)	320 / 個
卓球	卓球ボール(3スター・試合用)	210 / 個
ダンス	ヒールカバー	100 / 個
インディアカ	羽根球	2,100 / 個
	スベア羽根	720 / 個
	フェザープロテクター(大100個入り)	890 / 袋
ディスクゴルフ	ゼファーライト(大)	1,100 / 個
	ボールキャットライト(中)	900 / 個
	RD(小)	800 / 個
貸しロッカー種類		貸出価格 (円/17ヶ月)
大型ロッカー	バドミントンラケット等収納用	1,500 / 月
中型ロッカー	バスケットボール等収納用	1,000 / 月
小型ロッカー	トレーニングシューズ等収納用	500 / 月

体操など簡単に誰でも参加でき、世代間が交流できるイベント（さわやかスポーツイベント、地域交流イベントなど）を開催します。

(4) 横浜フィルムコミッション事業

神奈川スポーツセンターは、全館冷暖房完備をしているという点から、ドラマや映画・CMなどでのスポーツシーン撮影に有効な施設です。そのため、「横浜フィルムコミッション」撮影受け入れガイドラインに即し、事業に積極的に協力し施設の有効的なPRをはじめ、時間外利用の収入増につなげていきます。

3 自主事業収入における還元方策

自主事業における収益部分のうち、自動販売機や物販事業等の基本開館時間内での事業収益は、還元収入として施設運営収入に項目立てし、相対的に指定管理経費の縮減を図ります。

## 1 1 収入計画

### 1 施設運営収入

#### (1) 利用料金収入の考え方

■貸切利用・・・団体利用コマ数（推定）×利用料単価×実収入率

神奈川スポーツセンターの過去の利用実績統計を参考に、18年度の諸室ごとに利用区分別、平日・土休日別の利用コマ数を算出しました。算出にあたっては、各体育室および研修室のB区分とE区分について、1日4区分から1日6区分に増加したことから補正を加えました。補正方法は、開館日拡大（13年度から月曜日が開館）に伴い供されるようになったコマの稼働状況の推移を反映させ、18年度の増加率を求めました。

〔総利用コマ数〕×〔利用料単価〕／〔利用料総収入額〕により、本来収入額と実収入額の比率を実収入率としました。これらを、諸室別、利用区分別に算出した上で合算し、貸切利用収入額を算定しました。

■体育室個人利用・・・個人利用人数（推定）×平均個人利用単価

〔個人利用総数〕／〔個人利用コマ総数〕により、現在の1コマ利用人数は14.7人となります。1コマの時間が3分の2に減少することによる減衰率を70%と見込みます。これにより、18年度は1コマ10.3人（14.7人×70%）となります。1コマ利用人数に個人利用コマ数を乗じ年度の個人利用人数を算出しました。

平均個人利用単価は、〔個人利用総収入〕／〔総個人利用者数〕で算出しました。18年度から利用料金が60%になることから、平均単価も60%に補正しています。個人利用には、大人、中学生以下、土曜無料開放と様々な利用料形態があることから、平均単価を採用しました。

■トレーニング室個人利用・・・トレーニング室利用人数（推定）×平均利用単価

トレーニング室の1日利用者数を平日・土休日別に算出し、過去4年間の増加率を基に18年度のトレーニング室利用人数を算出しました。

平均利用単価は、〔トレーニング室利用総収入〕／〔総利用者数〕で算出しました。トレーニング室利用には、大人、中学生以下、土曜無料開放、回数券と料金形態が複雑なことから、平均単価を採用しました。

#### (2) スポーツ教室事業収入（基本開館時間内）の考え方

スポーツ教室は現行の16教室から30教室に増加します。新規教室は参加者数が不確実であることから、18年度については参加人数を定員の80%として算定します。既存教室についても開催回数が増加する教室もあるので、18年度を95%として算出します。

#### (3) 駐車場事業収入（基本開館時間内）の考え方

現在、利用者の約10人につき1台の割合で利用（乗用車利用割合）されており、また、その平均駐車料金単価（駐車料金/駐車台数）は約315円となります。この平均単価に、体育室の利用区分時間が短くなることから一定料率を乗じ、18年度の平均単価を算出し、〔年間利用人数（推定）〕／〔乗用車利用割合〕×〔平均単価〕により想定収入を算定しました。

#### (4) 広告業務収入の考え方

玄関マットを利用した広告や体育館内外の壁面や年間約20万枚を予定しているチラシへの広告、自動販売機の前面広告など、地元企業を含め、スポーツ用品メーカーや販売店等へ積極

的な営業を行います。

## 2 自主事業収入

物販事業収入（自動販売機等）や貸しロッカー収入等の考え方

事業団が所管している類似施設での過去の利用人数と売上実績から、それぞれ商品別に、利用者一人あたりの売上単価を積算したうえで算定しています。



## 1 2 支出計画

### 1 支出に関する主な考え方

神奈川スポーツセンター単体ではなく、事務局をフルに活用したバックアップ体制や、契約等において管理運営する他施設との連携によるスケールメリットを生かした運営により、サービス水準を向上しつつ、維持管理運営費用の縮減を図ります。また、業務の発注は市内業者を基本として、市内経済の活性化に配慮します。

#### (1) 人件費

非常時等における事務局のバックアップ体制のもと、最適と考えられる人員を配置します。また、嘱託職員及びアルバイトについては、正規職員への登用も配慮し、さらに向上意欲を高めます。

#### (2) 修繕費

過去の修繕実績から、通常の修繕に十分対応できる予算を設定し、迅速な対応を可能とします。

#### (3) 設備管理費・保安警備費・外構植栽管理費

単に委託経費を削減するのではなく、委託内容の見直し、方法の検討等を施設職員や事務局の担当、委託業者と実施することにより、手厚くすべき委託と、削減すべき委託を見極めていきます。外構植栽管理については、樹木の育成状態により内容を見直すなどして委託の効率化を図っていきます。

#### (4) 備品購入費・消耗品費

体育用品等の備品や筆記用具等消耗品の購入にあたっては、利用者への利便性向上につながる更新・購入を基本とし、グリーン購入をすすめるとともに積極的にリサイクル品の購入をすすめます。また、事業団が管理する施設間における、備品の効率的再分配も行っていくとともに、今まで以上に在庫管理を徹底して支出の縮減を図ります。さらに、事務局と施設間の事務連絡や通知は、LANやE-mailを活用し、紙の無駄をなくしつつ、迅速かつ効率的な運営を行います。

#### (5) 広報費・印刷製本費

年間20万部程度の新聞折込広告等のほか、インターネットを活用して効率・経済的な広報活動を実施します。また、施設案内パンフレットについても、施設の利用方法が変わるため刷新します。

#### (6) 光熱水費・通信運搬費

契約内容の継続的見直しや待機電力の節減をはじめ、各使用量について日々の検針により常に把握し確認することにより無駄を省き、利用者数の増加に比例させず、光熱水費を一定に保ちます。

また、事務局や管理施設にIP電話を導入し、通信費の縮減にも努めます。

#### (7) 廃棄物処理費用

現在同様、横浜市の推進する「G30」のルート回収に参加し、ごみの減量化を図るとともに、裏紙を出さないことを前提とした上での裏紙使用（印刷）を徹底します。

#### (8) 使用料及び賃借料

スポーツ教室における施設利用料やトレーニング機器・コピー機器のリース料を支出します。

(9) 謝金

スポーツ教室の指導謝金のほか、スポーツセンター運営への外部有識者としての評価を受けるために、横浜市立大学等の教授を施設に迎え、月1回ミーティングを実施し、その報償費として支出します。

(10) 間接事務費

バックアップ体制をとる事務局の管理費を補填するため、「間接事務費割合(2%) = 事務局管理費 ÷ (受託施設総事業費 - 再委託料)」に基づき、維持管理運営費用の2%を間接事務費として計上しています。

## 2 自主事業支出の考え方

自主事業にともなう、消耗品等の経費は、別途算出しており、維持管理運営費用とは分離し、自主事業の独立性を明確化します。また、託児事業については単独事業としては支出超過となりますが、その必要性を鑑み、自動販売機等の収入を補填しながら実施していきます。

1 3 収支予算書

単独団体名・共同事業体名 財団法人横浜市スポーツ振興事業団

施設名 横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

2 指定管理・収入の部(平成18年度)

		内 訳	合計金額 (千円、税抜き)
合計 (A)			94,812
① 指定管理者委託料			54,210
② 利用料金収入			16,198
項 目	第1体育室(団体)	A区分690コマ×89.1%(稼働率)×@2,000×89.9%(実収入率)×100/105 B区分641コマ×76.0%×@2,000×89.9%×100/105(49コマは個人利用) C区分656コマ×96.3%×@2,000×89.9%×100/105(34コマは個人利用) D区分656コマ×95.6%×@1,500×89.9%×100/105(34コマは個人利用) E区分690コマ×75.1%×@2,000×89.9%×100/105 F区分690コマ×99.2%×@2,500×89.9%×100/105 合計団体利用コマ 4,023コマ	6,126
	第2体育室(団体)	A区分75コマ×100.0%(稼働率)×@2,000×70.3%(実収入率)×100/105 (270コマは個人利用) B区分128コマ×100.0%×@2,000×70.3%×100/105(217コマは個人利用) C区分61コマ×100.0%×@2,000×70.3%×100/105(284コマは個人利用) D区分160コマ×100.0%×@1,500×70.3%×100/105(185コマは個人利用) E区分74コマ×100.0%×@2,000×70.2%×100/105(271コマは個人利用)	698
	第3体育室(団体)	A区分345コマ×90.4%(稼働率)×@1,000×97.5%(実収入率)×100/105 B区分345コマ×65.1%×@1,000×97.5%×100/105 C区分345コマ×98.5%×@1,000×97.5%×100/105 D区分345コマ×86.9%×@1,000×97.5%×100/105 E区分345コマ×65.1%×@1,000×97.5%×100/105 F区分345コマ×99.1%×@1,000×97.5%×100/105 合計団体利用コマ 2,070コマ	1,618
	研修室(団体)	A区分345コマ×33.2%(稼働率)×@700×77.7%(実収入率)×100/105 B区分345コマ×20.4%×@700×77.7%×100/105 C区分345コマ×33.1%×@700×77.7%×100/105 D区分345コマ×36.5%×@700×77.7%×100/105 E区分345コマ×20.4%×@700×77.7%×100/105 F区分345コマ×35.8%×@700×77.7%×100/105 合計団体利用コマ 2,070コマ	320
	体育室(個人)	個人利用人数(16,855)×平均個人利用単価(92円)×100/105	1,476
	トレーニング室(個人)	トレ室利用人数(20,290)×平均トレ室利用単価(281円)×100/105	5,430
	付帯設備利用料金(体育室)	放送設備、照明等	530
	② 駐車場事業収入	延利用人数(234,376)/10.44(利用者数/駐車台数)×平均単価(315円)×100/105	6,734
③ スポーツ教室事業収入	定期教室 ・既存(10教室):7,419千円 ・新規(8教室):2,910千円 特別教室 ・既存(6教室):4,206千円 ・新規(6教室):1,044千円 様式17参照	15,579	
④ 広告業務収入	(玄関マット60+チラシ広告60)×100/105	114	
⑤ 自主事業還元収入		1,977	

項目	平成18年度
指定管理者委託料(税込み)= ①指定管理者委託料×1.05	56,920

収支予算書

3 指定管理・支出の部(平成 18 年度)

		積算内訳	合計金額 (千円、税抜き)
① 維持管理運営費用			94,812
目	人件費	・所長 年額7,146千円 ・正規職員A 年額7,110千円 ・嘱託職員A 年額4,000千円 ・嘱託職員B 年額4,000千円 ・嘱託職員C 年額3,900千円 ・サポートスタッフ 9,275時間分 年額 10,400千円 ・トレーニング室スタッフ 5,075時間分 年額 6,000千円	42,556
	修繕費	機器部品交換等、小破修繕	1,977
	設備管理費	総合管理業務(4,151千円)、消防設備(440千円)、温水ヒーター(140千円)、自家用工作物(310千円)、自動ドア(114千円)、冷温水機(780千円)、エレベータ(210千円)、トレス機器(55千円)点検・保守委託=6,200千円	6,200
	保安警備費	警備業務委託(882千円)	882
	備品購入費	体育用品等、トレーニング機器	700
	消耗品費	文房具・照明・衛生用品・コピー代・雑誌・修理用部品(1,259千円)、パドミントンシャトル・卓球ボール・コピー用紙等教室用品(610千円)、発券ロール・プリペイドカード等駐車場用品(100千円)	1,969
	外構・植栽管理費	樹木管理委託(1,087千円)	1,087
	廃棄物処理費	資源循環局への18分別委託・産業廃棄物処理等(300千円)	300
	広報費	新聞折込年4回(1,140千円)、広報よこはま神奈川区版・タウン紙等広告掲載料(600千円)	1,740
	印刷製本費	チラシ約20万枚印刷(1,000千円)、パンフレット等印刷(511千円)	1,511
	光熱水費	電気代(9,128千円) 水道代(2,311千円) ガス代(1,714千円)	13,153
	燃料費	自家発電装置補給用等(2千円)	2
	保険料	施設賠償保険(27千円)、教室用スポーツ安全保険(1,277千円)、駐車場管理保険(33千円)	1,337
	使用料・賃借料	現金収納機(700千円)、トレーニング室機器(1,000千円)、駐車場機器(1,298千円)、教室等施設利用料(2,522千円)、目的外使用料(100千円)、コピー機等(126千円)	5,746
	公租公課費	事業所税(4,794.6㎡×0.6千円+105千円=2,982千円)、契約印紙代等(299千円)	3,281
	謝金	教室指導謝金(7,801千円)、大学教授等外部有識者報償費等(201千円)	8,002
	委託料	外部モニタリング(900千円)、教室指導委託等(1,115千円)	2,015
	旅費	事務局等への交通費等(48千円)	48
	通信運搬費	電話料・インターネット通信料・切手代等(341千円)	341
	支払手数料	検査手数料・振込み手数料等(51千円)	51
会費及び負担金	地域行事への参加料等(5千円)	5	
その他	接客・指導者打合せ食糧費等(50千円)	50	
間接事務費	事務局経費(維持管理運営費用<92,953千円>×2%=1,882千円)	1,859	

※1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

4 自主事業・収入の部(平成18年度)

		内 訳	合計金額 (千円、税抜き)
⑤ 自主事業による収入			3,258
項 目	自動販売機(飲食料)	自動販売機 飲料販売=延利用者(233,947人)×1人あたり単価10.9円× 100/105 電気代徴収金=@6,500×3台×12ヶ月×100/105	2,651
	物販事業(レンタル)	卓球ラケット、バドミントンラケット、フットサル・バスケットボール、体育館シューズ等	79
	物販事業(物品販売)	バドミントンシャトル、卓球ボール、ヒールカバー、インディアカ羽球・スペア・プロテクター、ディスクゴルフ等	130
	派遣指導事業	行政や地域団体からの依頼等による派遣指導	114
	託児事業	@500円×6人(1回あたり)×60回×100/105	171
	その他(貸しロッカー、コイン式等)	マッサージ機、大型・シューズ用ロッカー等	113

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

### 収支予算書

#### 5 自主事業・支出の部(平成18年度)

		内 訳	合計金額 (千円、税抜き)
② 自主事業による経費			1,281
目	自動販売機(飲食料)	目的外使用料:3,100円×3台×12ヶ月×100/105 電気料:6,500円×3台×12ヶ月×100/105	330
	物販事業(レンタル)	目的外使用料、電気料、消耗品	123
	物販事業(物品販売)	販売用物品の仕入れ価格	103
	派遣指導事業	交通費等	12
	託児事業	報償費:3,000円×3人×60回×100/105 保険料:25円×9人×60回 研修室使用料:700円×60回×100/105	568
	その他(貸しロッカー、コイン式等)	消耗品費等	145

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。